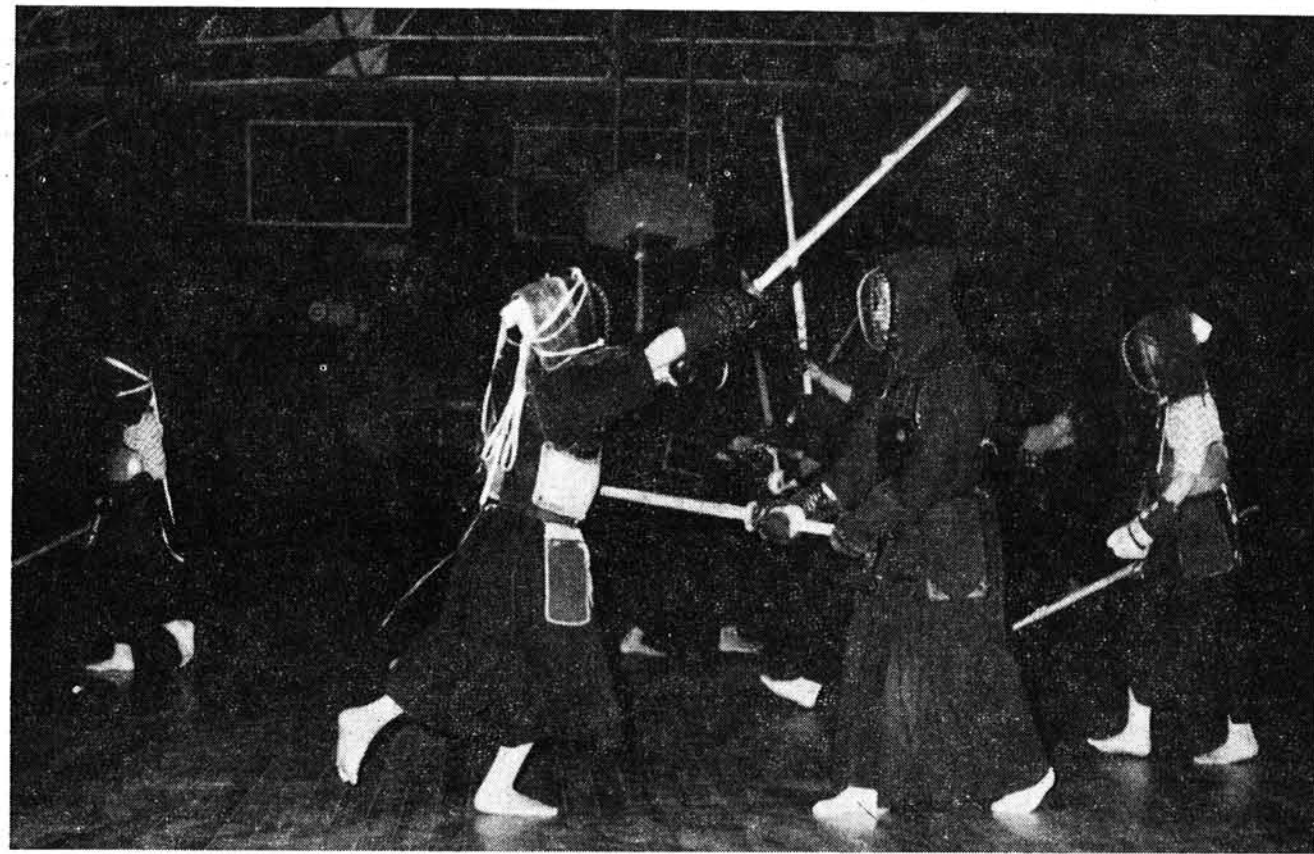


よたより

# 2月 (No. 56)

町長 内山大三筆

昭和46年2月10日 ■発行／与板町 (代表者与板町長内山大三) ■編集 与板町だより編集委員会



## 寒さをふつとばし寒稽古

れつばくの気合いとともに激しくぶつかり合う竹刀。気温零度以下のなか、ここだけは、寒さが感じられません。全員額に汗して自己鍛練に一生懸命。ここで鍛えられた青少年が明かるい将来に向かって雄々しく羽ばたいていくことでしょう。

—— 人口の動き ——

1月31日現在			
( ) は12月末との比較			
人口	8,035人	(+ 8人)	
男	3,893人	(+ 3人)	
女	4,142人	(+ 5人)	
世帯	1,811	(+ 1)	
出生	15人	死亡	4人
転入	21人	転出	24人

- おもな内容は
- 川を汚さないで..... 2
  - 市街化調整区域内で開発行為建築行為をする人の届出について..... 2
  - 農業調査結果..... 3
  - 所得税確定申告が始まる..... 3
  - 予防接種の知識..... 4
  - 与板の歴史をたずねて..... 5
  - お知らせ..... 6

[6]



### 裁判所からのお知らせ

検察審査会の利用を  
 交通事故、詐欺、傷害、その他いろいろな犯罪の被害者で、検察官から犯人を裁判にかけてもらえず、ご不満の方は、もよりの検察審査会事務局へご相談ください。  
 審査会は長岡市にある裁判所内にあります。  
 審査の申立てに費用はいっさいかかりません。  
 住所は長岡市信濃二丁目六番一号電話は(代)二二四一番です。

### 町内委員長さんが決まりました。

町行政にいろいろと御協力をいただいている各町内の委員長さんが次の通り改選されましたのでお知らせいたします。

町名	委員長名	電話
よた	山沢 風間 定正	三三二
い	柳ノ町 渡辺 辰二	三三三
た	倉谷 小野實三郎	三三三
町	堤下 猪井 政直	三三三
だ	横町 笠原 忠作	三三三

蔵小路	小林 忠作	三六六
上町	日浦 正二	三三三
安永町	川野 政吉	三三九
舟戸	八子 豊次郎	三三五
中町	長谷川 文市	三三〇
堂前	八子 藤作	三三六
中島	八子 藤作	三三六
水道町	青柳 義太	三三六
南新町	平沢 甚九郎	三三〇
中川岸	横田 国一	三三〇
北新町	大柳 喜一郎	三三〇
下横町	山崎 忠一	三三〇
五軒町	関川 健一	三三〇
稲荷町	長田 乙次郎	三三〇
馬場町	池田 作蔵	三三〇
泉町	原 八郎	三三〇
長町	小林 三郎	三三〇
下町	松永和三郎	三三〇
本与板	山崎 弥作	三三〇
馬越	佐藤 平雄	三三〇
岩方	上原 清次	三三〇
中田	山田 潔	三三〇
南中	倉品 正栄	三三〇
吉津	小林 栄	三三〇
広野	萩野 権太郎	三三〇
葛都	笠原 守正	三三〇

### 農家の皆さんへ

農耕用免税軽油の申請について  
 昨年と同じ様に今年も長岡財務事務所のとりにからいにより、申請書を各農協及町へ提出してよいことになりました。希望者は期間内に申請しましょう。尚期間外は町、農協では受けられません。

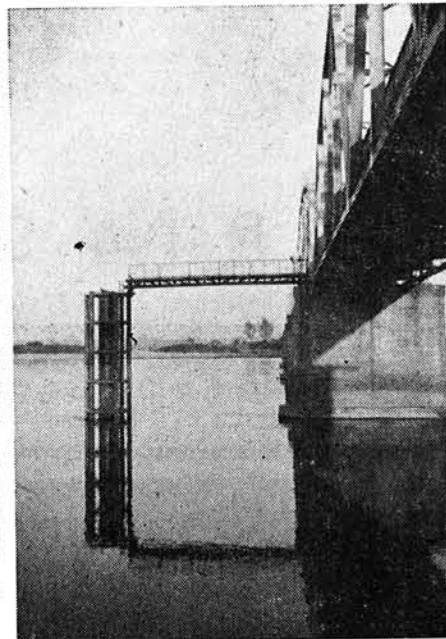
- 申請書受付期間 二月十五日～二月二十八日  
 申請書受付場所 各農協及町役場  
 尚次の事に注意して下さい。申請書は受付場所に用意してあります。  
 申請時に必要なもの  
 (1) あたらしく申請する人  
 ① どんな機械かはつきり判る書類(例えばカタログ等)  
 ② けん引するものは役場より所有証明、けん引しないものは売買契約書又は売渡証明  
 ③ 耕作面積証明  
 ④ 印かん  
 (2) 去年に引き続いて申請する人  
 ① 使用者証 ② 耕作面積証明 ③ 使用者証に押しあるのと同じ印かん ④ 使用者証の有効期限が四十六年五月三十一日以前で切れる人で、町に固定資産又は軽自動車として登録されていない人は本人申立書 ⑤ 機械を買い換えたときは、新しく申請する人と同じものを用意する。  
 (3) 共同申請する人  
 ① 機械を共同で使用するとき(1)及(2)に準ずるがその他に共同申請明細書及全員の印  
 ② 機械を各個人が所有使用する場合(本年から新たに取入れたもの)イ各個人の使用者証 ロ耕作面積証明書 ハ共同申請明細書 ニ使用者証に押しあるのと同じ全員の印かん。

- (4) 共通して気をつけなければならぬこと  
 ① 人から耕うんを頼まれたものは頼んだ人の依頼証明と耕作面積証明  
 ② 共同申請の申請代表人は出来るだけ容易に応答出来る人を選定する  
 以上の事に充分注意して下さい。尚くわしくは農協もしくは町役場におたずね下さい。  
 ・冬期自営者学校主婦課程を開催します。  
 日時 二月二十四日九時半  
 場所 与板町農協二階  
 今年度最後の学校なので多数参加される様、今回は野菜作りを中心に行ないます。



# 良質な水道水源を確保するために 川を汚さないで きれいな水はきれいな川から

最近水質関係の公害が大きな社会問題になっておりますが特に水道水源の河川の汚れが注目されております。皆さん御承知のように、町の水道の水源は、信濃川から取水いたしております。今までは浅井戸から取水していたため、鉄分やマンガンが多く、そのため赤い水で悩まされたことが、こんどは源水を送ることが出来たため、水を送ることが出来た。その水源の信濃川には附近の黒川や流末川(悪水川)の水も流れこんでおります。みなさんが、もし御家庭や工場、事務所などから油や汚物などを捨てられ



写真は与板橋、信濃川から私達が毎日の飲料とする  
当町上水道源水の取り入れの塔です。

ると、それが、みなさんの水道水源である信濃川に流れ出ることになり、また一部の不心得の者が直接川にゴミ・汚物などを捨てられると水源の信濃川が非常に汚れます。よごれた水は、浄水の能力を低下させます。町ではキレイな飲料水を送るために浄水に努めておりますが信濃川が汚れると浄水場では浄水の能力が低下するので大きな支障を来すこと、特に衛生上極めて危険です。与板より下流の信濃川やその支流の各河川から水道の源水を送り入れている市町村がたくさんありまして、上流に住む者が、大切な川を汚す

## 二月二十八日まで届け出て下さい

### 市街化調整区域内で開発行為、建築行為をする人

市街化調整区域内で行なう開発行為又は建築物の建築については、農林漁業の経営者が居住する建築物を除き、原則として禁止されることになりました。しかし、昭和四十五年九月一日現在市街化調整区域内に自己の居住又は業務の用に供する建築物を建築する目的で土地を有していた方、又は借地権を有していた方は、昭和四十六年二月二十八日まで、市町村役場に備えつけてある用紙によつて県知事に届け出た方で、昭和五十年八月三十一日までにこれらの行為を行なう場合に限り、その段階で別に県知事の許可を受けなければこれらの行為を行なうことができません。したがって、この届出は関係者にとつて重要なものから忘れのない

### 用途地域設定後の 既存建築物の扱い

用途地域が指定された際、既に建築された建築物、用途地域の制限に不適合となつた建築物をその後増築、改築する場合は次の範囲で許可されます。①同一敷地内の増、改築であり、増、改築の建築面積又は延面積が所定の建ぺい率に適合するとき。②増築後の床面積は基準時の(実施される日)の床面積の一・五倍以下のとき。③作業場の床面積も基準時の一・五倍以下のとき。④不適格になつた事由が、原動機の出力機械の台数等の場合も基準時の一・五倍以下です。

※信濃川水源から取水している沿岸の市町村では、水道関係者が集まつて、「水質保全連絡協議会」を設けて、お互いに水質の保全に万全を期すよう体制を組んでやつておりますが、地域住民の御協力が最も大切ですので何卒私達の飲料水を守るため、またいつもし、キレイな水にするため御協力下さい。

そなえあればうれしいなし  
交通共済に加入して  
皆んな笑顔で

新年会員受付 2月1日から

## 農家調査結果まとまる

1戸平均耕作反別 12.3反  
農産物販売額  
100万円をこえる農家が1/3

昨年の二月一日にお願いいたしました「農業センサス」の結果が、別表のようにになりましたのでお知らせします。今回の調査で特に目立つたところを二つ三つあげてみます。①農家数で四十三戸の減少、これは全面委託の場合を農家としなかつたためもありです。逆に一戸平均の耕作反別は一・三反増えて十二・三反となりました。②又第二種兼業農家が増えたこと、家畜の頭羽数では一戸当りの飼養数が大巾に増えたこと、全農家の三分の一が農産物販売額が百万円をこえたことなどです。

(第1表) 農家数と農家人口

項目	昭和35年	昭和40年	昭和45年
農家数	586戸	552戸	509戸
専業農家	233	40	30
第1種兼業	227	334	283
第2種兼業	126	178	196
農家人口	3,584人	3,145人	2,753人

(第2表) 経営耕地などの面積

項目	昭和35年	昭和40年	昭和45年
田	5,842反	6,067反	6,237反
畑	630	505	339
山林	4,889	4,533	4,705
戸当り田	10.0	11.0	12.3

(第3表) 耕うん機と家畜

項目	昭和35年	昭和40年	昭和45年
耕うん機	220台	360台	532台
豚	194戸— 282ト	110戸— 607ト	65戸— 837ト
鶏	304戸— 2,032羽	205戸— 4,224羽	91戸— 8,979羽

(第4表) 農産物販売金額別農家数

販売なし	42戸	58戸	37戸
19万円以下	254	145	85
20～49万円	206	131	80
50～99万円	84	181	142
100万円～	—	37	165

税を源泉徴収されないことになつていられる人。また、給与の支払の際、源泉徴収されるべきにもかかわらず、支払者において源泉徴収をしないため所得税を納めていない人。

B 納めた税金がもどる人  
次のような方は、二月十五日以前でも還付の申告書を提出すれば二月末日ごろまでには税金がもどります。

1. 生命保険外交易員等で源泉徴収された税金が確定申告の年税額よりも多い方
2. 配当の所得を申告した方で、配当などの源泉徴収額が年税額よりも多い方
3. サラリーマンの方で、雑損控除や医療費控除を受けられる方
4. 年中途中で退職し、その後就職しなかつたため年末調整をされなかつた方

## 川にゴミを捨てないで！ 川をきれいにしましょう

最近黒川が心な人のために大変汚されております。川はみんなの川です。いつでもきれいにしておきましょう。当町全域が清掃法の特別清掃地域に指定されており、これらの地域において汚物を捨てるのが禁じられております。また、下水道・河川・湖沼その他の公共の水域にゴミ又はふん尿を捨てることも禁じられております。これらの地域、



水域に於てみだりに違反行為をした者は、三万円以下を罰金又は拘留若しくは科料に処せられることになつておりますので、違反行為のないよう皆さん充分気を付けて、きれいな町づくりにご協力下さい。

こんで、大きすぎになりまして、人のことではなく、私達が毎日飲む水にも、影響を及ぼすことのないよう、次のことは絶対にしないで下さい。

- ① ゴミや汚物を捨てないこと
- ② 油や汚れものを流さないこと
- ③ 汚物などの洗濯
- ④ ふん尿の投棄
- ⑤ 河川の損傷
- ⑥ その他これらに類した行為

### 所得控除額

種類	金額	摘要
基礎控除	177,500円	—
配偶者控除	177,500	事業専従者は除くただし配偶者がいない1人目 125,000円
扶養控除(1人につき)	115,000	—
社会保険料控除(全額)	—	年内に支払った金額
生命保険料控除(最高)	37,500	○25千円まで全額 ○25千円を超過50千円まで5/12、500円
損害保険料控除(最高)	10,000	○長期のもので満期返れいあり ○上記以外
障害者控除(特別障害者)	97,500 (137,500)	本人または同一家族
老年者、寡婦、勤労学生控除	97,500	所得者本人による

昭和三十五年分所得税の確定申告が始まります

2月16日から

A 確定申告を要する人  
1. あなたの事業(営業・農業・自由業)不動産などすべての所得金額が所得控除額より多い人  
2. サラリーマンは次のような人。  
① 給与の収入金額が五百万円をこえる人。  
② 一個所の給与所得のほかにか、家賃などの所得が五百万円をこえる人。  
③ 二個所からの給与で年末調整されない給与収入金額と給与所得以外の合計が五百万円をこえる人。  
④ 同族会社の役員などで、その法人から賃料など、

を受けているすべての人。  
⑤ 家事使用人などで、給与の支払を受ける際に所得調整をされなかつた方



### 自分の健康は自分で、 家族の健康は家族で 守りましょう

#### 予防接種の知識

予防接種は、伝染病の発生及びまん延を予防するため、疾病に對し免疫の効果をさせるため、疾病の予防に有効であることが確認されている免疫原を、人体に注射し、又は接種するものです。

予防接種は、単に自分を疾病から守るためだけでなく、出来るだけ多くの人々に予防接種を行って集団の免疫度を高め、地域を伝染病の流行から守る大きな役割をはたしているのです。

予防接種は、伝染病の発生及びまん延を予防するため、疾病に對し免疫の効果をさせるため、疾病の予防に有効であることが確認されている免疫原を、人体に注射し、又は接種するものです。

①有熱者、心臓血管系、腎臓又は肝臓に疾患のある者、糖尿病患者、脚気患者その他医師が予防接種を行なうことが不適当と認める疾病にかかっている者。  
②病後衰弱者又は栄養障害者。  
③アレルギー体質の者（インフルエンザ、発しんチフスの接種には鶏卵に對するアレルギーに特に注意が必要）又はけいれん性体質の者。  
④妊産婦  
⑤種痘については前記①～④に掲げる者のほか、まん延性皮膚病にかかっている者で種痘により障害をきたすおそれのある者又は急性灰白髄炎（小児マヒ）、麻疹（はしか）、BCG等の予防接種を受けた後、一カ月を経過していない者。  
⑥急性灰白髄炎の予防接種については前記①～④までに掲げる者のほか、下痢患者又は種痘、麻疹、BCGを受けた

けた後一カ月を経過していない者。  
特に種痘については前記のほか次に次の事項も禁忌となります。  
①現に治療を受けている者  
②けいれん（ひきつけ）の既往症のある者  
③発育が明らかに遅れている者  
④家族内で過去一カ月以内に自宅で麻酔等の罹患があつた者。  
◎予防接種前の注意について  
①現に治療を受けている者あるいはけいれん（ひきつけ）の既往症のある者は必ずその旨申し出ること。  
②接種をうける者が乳幼児の場合は必ず保護者が同行すること。  
③経口生ポリオワクチン接種後は一カ月種痘を行つてはならない。又接種後間もない時期に抜歯扁桃摘出等の外科的手術はさけること。  
◎予防接種後の注意について  
①接種当日及びその翌日は安静にし激動・入浴・飲酒等はひかえること。  
②種痘の場合は局所（ほぼ四日目は）に丘疹水泡が生じる時点からは入浴は全体がかさぶたになる迄さけること。  
③接種後局所が赤くなったり痛み、発熱・悪寒等がありましたが、普通二三日中には、特別な処置をしなくともなくなりま。

ただしこれ等の症状が異常に強い場合や、その他の重い症状があらわれた場合は医師の診察をうけて下さい。  
◎問診等の実施について  
従前より実施いたしておりました問診票等について、今後実施し、予防接種の事故を未然に防止するため、皆さんのご協力をお願い致します。尚、これら実施に当り、今後問診票の未記入のもの、又は提出のないものについては、予防接種の被接種者をお断りする場合がありますので、特段のご協力をお願い致します。  
※予防接種がビタミン注射以上に軽んじられたり、生ワクチンが単なるシロップを飲むのと同じくされるようなことがあつてはなりません。予防接種の真の価値を知つたうえで有効に活用し、地域社会から伝染病流行をくいどめることがこそ、個人も伝染病を免がれることとなります。  
自分の健康は自分で守り、家族の健康は家族で守るという態度を身につけてゆくことが大切で、（成人病の知識は紙面の都合で次月号に掲載します。）

### 生活の知恵

ママたちはひどく顔色を気にして「うちの子は顔色がわるく、どうしたらリンゴのようなホップにできるでしょうか」とよく質問します。しかし、小児科のお医者さまは、そんな子を探血などして調べても、貧血の子のあつたためしがないとなげくのです。顔色が悪いと貧血と考えるのはナンセンスで、くちびろの色が悪い、目の結膜がクリム色だ、肌ざらざら荒れる、疲れやすい、生理のある子なら不順になつたり、なかつたりする、こんな症状の場合が貧血なのです。  
顔色というものは、心臓の状態を表すもので、人間は緊張すると青くなりま。しかし、その緊張にもいろいろあつて、不安・恐怖・心配・怒りなど、さまざまあります。小学校一年生の四、五月ごろなどは、みんな環境に慣れないため、青い顔をしています。  
子どもたちは食欲があり元氣よく遊んでいたが、顔色などを気にするようになったり、つたくりありません。むしろ子どもの表情に氣をつけてほしいのです。健康な子はよく笑い、よく泣き、よくわめき、よくほえ、さかんに表情を動かすものだからなのです。



### 昭和46年 母子保健衛生 事業実施日程

1. 妊婦検診	2月12日	8月13日
	3月12日	9月10日
	4月9日	10月8日
	5月7日	11月12日
	6月11日	12月10日
	7月9日	
2. 乳児検診	2月17日	8月18日
	4月14日	10月13日
	6月16日	12月15日
3. 健康相談	3月9日	9月7日
	5月4日	11月9日
	7月6日	

※妊婦検診、乳児検診、健康相談の時間は午後1時より午後2時30分まで

- 4. 母親学級 2月、5月、8月、11月
- 5. 婚前、新婚学級 4月、10月
- 6. 乳児、3才児検診 3月、9月
- 7. 先ご脱、くる病検診 3月、6月、11月

※4～7については日時未定、後日該当者に通知します。全検診等の会場は、母子健康センターで実施します。

### 成人と国民年金

将来を考えて全員が加入を

一月十五日は成人の日です。この日は「おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます日」として、全国各地で二〇才になつた人びとを祝う成人式が盛大に催されました。二〇才になると、その日から成人として多くの権利が与えられ、義務が課せられますが、国民年金に加入することもその一つです。国民年金制度は、政府が行なう年金制度の一つで、年をとつたりけがをしたり、一家の働き手が死亡したりしたときに、老令年金・障害年金・母子年金等を支給して本人や、その家族の世話を保障しようとする制度です。年をとつたり、けがしたり、死亡したりしたときに備えて、加入

者全員が前もって保険料を積み立て、さらに国も保険料の半額を負担します。わが国では、国民は必ずどれかの年金制度に加入する建前になっております。ですから、厚生年金保険などの被用者年金制度の加入者、その制度から年金をうけることができる人、これらの人の配偶者、昼間部の大学生を除いた二〇才から五九才までの人達は、必ずこの国民年金に加入しなければなりません。ところが、二〇才になつたばかりの若い人達の中には、年金に對する意識が薄く、年金といつても実際にもらえるのは遠い将来のことだからといつて、真剣に年金のことを考えようとならない傾向があるため二〇才になつた者の加入が低調であります。しかし、それは年金制度が十分発達しなかつた過去の考え方に基づくもので、今では、もつと年金のことについて知りたひ、教えてほしい人達がどんどん増えてきているので

今は元氣で働いていても、やがては年をとつて働けなくなる時がやってくる。それに生活環境が改善され、医療技術が進歩するにしたがつて、国民の平均余命が驚くほど伸びているので、今から老後の生活を考え準備しておかなくてはなりません。また、将来の老令年金のためばかりでなく、最近では交通事故による障害が非常に多くなつています。いつどこでどのような事故にあつてかわかりません。事故が起きてからでは間にあいません。このようなときにも加入しておれば障害年金をうけることによつて、安定した生活ができますので、必ずしも遠い将来の問題とばかりいえないものとなつてきております。二〇才になつて国民年金に加入しなければならぬ人、まだ加入していない人は、今すぐ役場の窓口で加入手続きをしましょう。

### 農業改良資金の つかいみち

「嫁の願いがかなつた10万円」

Kさんの家は10数年前に建て替へた便所であるが、土間風で臭い。向きの具合で居間の方まで臭う事がしばしばあつた。便所の方にはジメジメしている事が多く、又最近では年寄りや身体を悪くしてからは、ゲタにはき替へて行かねばならぬ。この様な事から嫁さんは何とか清潔で、年寄りも楽に使える、お便所を考へてお出せようといふ。資金をこの事を耳にし、家へ帰つて話してみたら「それならやつてみようか」と家族の同意を得た。行きつけを通らなくとも、行出ける、臭いのしない便所が長い間の願いが実現したのである。

家族、老夫婦と若夫婦に子供3人、計7人家族規模で総工事費23万6千円、農業改良資金は10万円を借入れ、残りは自己資金

### と板の歴史をたずねて(二)

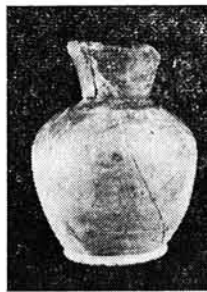
#### 二、古代日本と与板の草創

数千年も続いた縄文文化の時代も今からおよそ二千年ほど前、農業の発生により社会は大きな変化を遂げた。この時代は弥生土器や青銅器・鉄器が使用され弥生文化の時代とよばれています。農業が発達すると次第に地域ごとに村落の集まりである小さな国が出来ました。四世紀には大和朝廷によつて日本は統一されたのです。

その後、進んだ大陸文化の伝来や国内の諸改革が行われてゆき、平城京の造営（七一〇年）による奈良時代（七一〇年）による奈良時代（七九四年）による平安時代と古代日本の発展がみられました。



平安時代の須恵器の須恵器の特色を表現する青銅鏡の目文



与板出土の須恵器

古代の与板の形成  
奈良・平安時代は都を中心に繁栄したものの、地方は未発達のところが多かつたのです。この地方は古志郡とよばれ現在の三島郡・古志郡・長岡市・栃尾市をふくむ広大な地域であつた。都の寺社や貴族の私有地である荘園（しやうえん）も増加しました。しか

し信濃川沿岸は現在のように入道平野が整つておらず氾濫原で、村落の開発は遅れました。与板に村落が形成されたのは平安時代（およそ千年前）と思われま。与板に縄文・弥生土器よりはるかに進歩した、平安時代の須恵器（すえぎ）が出土しています。須恵器はもとも五世紀頃、朝鮮より伝わつたものであり、千度以上の高熱で堅く焼いた土器で、農業の普及した地方に伝えられたものです。与板に出土する須恵器は、平安時代の特徴をよく表わす、木製

工具でたいた青海波（せいかいは）が施されています。須恵器が蔵小路や横原などに出土していることは、明らかにこの時代に農業を営む村落が発生したことを物語つております。この時代になると信濃川の沖積作用も進み、平地も多少は広がり農業を営むことが出来るようになったことは、地質を調べてみてもある程度わかります。越後の古地図といわれている康平地図（康平三年・一〇六〇年）に与田と記され、ついで寛治地図（寛治元年・一〇八七年）に与板の名が書かれています。この地図は偽作であるとか、後世書かれたものであるとか、色の偽点がありますが、その論議は別として、須恵器の出土とあわせ考へると既に与板は村落をなしておつたことは明らかです。この頃の村落といつても背後の丘陵と前方の信濃川や沼沢地の中にあるわずかな沖積地で、耕地も農家も極めて少なかつたと思われま。この地方の農民には、莊園の年貢米などの重い負担がかかつておりました上に、農業土木事業も進んでおらなかつたため、洪水や凶作に難波したことが県内に残る古記録から想像されます。小坂 寛